

## 全国一斉点検結果をお知らせします

～平成28年度 公共工事の施工に関する全国一斉点検結果～

北海道開発局では、平成28年度に「公共工事の施工に関する全国一斉点検」を実施し、下記のとおり結果を取りまとめましたのでお知らせします。

公共工事を適切に実施するためには、受注者による適正な施工体制の確保が重要であることから、国土交通省では、平成14年度から稼働中の直轄工事を対象に「公共工事の施工体制に関する全国一斉点検（以下、「一斉点検」という。）」を年1回実施しており、北海道開発局においても、直轄工事を対象に平成28年10月から12月にかけて一斉点検を実施しました。

### 記

#### 1. 北海道開発局における平成28年度の点検件数

稼働中の全工事810件の約12%にあたる101件（平成27年度：104件・全工事の13%）で点検を実施しました。

#### 2. 北海道開発局における一斉点検結果の概要

一斉点検を実施した結果、明らかな建設業法違反で許可部局への通知が必要な工事はありませんでしたが、101件のうち16件（15.8%）の工事で、書類の不備など軽微な改善事項がみられました。

なお、平成27年度の26件（25.0%）に比べ減少していることから、公共工事の施工体制の改善が進んでいると考えられます。

北海道開発局では、適正な施工体制の一層の確保を図るため、本点検結果を踏まえつつ、引き続き監督及び検査業務を通じて改善すべき事項を指導・要請していきます。

※全国一斉点検結果の詳細については、以下の国土交通省ホームページに掲載しています。

[http://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08\\_hh\\_000416.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_000416.html)

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 電話（代表）011-709-2311

事業振興部 工事管理課 工事評価管理官 天野 繁 （内線 5484）

事業振興部 工事管理課 技術調整第1係長 山本 貴久 （内線 5488）

北海道開発局ホームページ <http://www.hkd.mlit.go.jp/>



## 平成 28 年度 公共工事の施工体制に関する全国一斉点検の実施概要

### 1. 点検の目的

公共工事を適切に施工するためには、受注者による適正な施工体制の確保が重要であることから、建設業法では施工体制台帳及び施工体系図の作成等が義務づけられているところです。

また、平成 13 年 4 月施行の「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「適正化法」という。）」では、適正な施工体制の確保がより一層求められるとともに、平成 17 年 4 月施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」においても、附帯決議の中で「施工体制の適正化を図るため、工程表及び施工体制台帳の発注者に対する提示が徹底されるように努める」ことが盛り込まれています。

このため、国土交通省北海道開発局では、施工体制の点検要領等を定め、各工事を担当する監督職員によって日頃から施工体制の点検を行っているところですが、適正化法等の趣旨を一層徹底するため、平成 14 年度から監督職員以外の職員による「施工体制に関する全国一斉点検」を実施しており、平成 28 年度も以下の内容で実施しました。

### 2. 北海道開発局直轄工事における実施方法

#### (1) 点検期間

平成 28 年 10 月から 12 月を全国一斉点検期間とし、点検を実施しました。

#### (2) 対象工事

請負金額が 2,500 万円以上の工事（建築工事においては、5,000 万円以上の工事）を対象とし、特に低入札価格調査制度調査対象工事及びこれに準じて重点的な監督業務を実施する工事（以下「低入札工事」という。）に重点をおいて点検を行いました。（低入札工事等以外の工事を「一般工事」とする。）

	計	101 件（稼働中工事 810 件の 12.5%）
内訳	一般工事	101 件
	低入札工事	0 件

※平成 28 年 6 月以降契約した工事は 3,500 万円以上（建築工事は 7,000 万円以上）

#### (3) 点検内容

建設業法及び適正化法に定める監理技術者等の配置、施工体制台帳の備え付け状況等の項目と下請契約に関する項目を、元請業者に対する点検項目としました。また、元請業者が下請業者に対して「不当に低い下請負代金での契約」や「不当な使用資材等の購入強制」等を行っていないかについて確認するため、請負額 2,500 万円以上の下請業者の主任技術者にヒアリングを実施しました。

## I. 基本点検項目

### i. 監理技術者等の配置に関する点検

①元請業者の監理技術者等の資格の資格（JV構成員含む）・常駐（JV構成員のみ）（建設業法第26条等）、②監理技術者資格者証・講習修了証の提示（建設業法第26条第5項等）

### ii. 施工体制台帳の備え付け等に関する点検

①施工体制台帳の備え付け（建設業法第24条の7、**重点点検**）、②施工体系図の掲示（建設業法第24条の7第4項及び適正化法第13条第3項）③建設業許可票の掲示（建設業法第40条）

### iii. 下請契約に関する点検

①下請業者の建設業許可（建設業法第3条）、②明確な工事内容での下請契約（建設業法第19条第1項及び第2項、**重点点検**）、③適切な請負代金の支払い方法（建設業法第19条第1項、**重点点検**）

## II. 一括下請点検項目

### i. 元請業者の下請施工の関与状況に関する点検

①発注者との協議、②施工計画書（品質管理計画等の立案）、③工程管理の実施、④施工管理（品質確保、検査・試験記録の保管）、⑤下請業者の完成検査、⑥安全管理（安全巡視員の配置と安全巡視の実施、下請の安全衛生責任者の確認、作業主任者等の確認、足場等の点検結果等の記録と保存状況の確認）、⑦施工調整・指導監督（施工体制台帳の把握、下請業者の主任技術者資格の把握、安全管理に対する指導、段階確認の実施、作業手順書の作成）

### ii. 施工体系の点検（紛らわしいケースの点検）

①主たる一次下請人に直営施工がないケース、②特定の一次下請人が工事全体の大部分を施工しているケース、③工区割された近接工事を同一の一次下請人が施工しているケース、④下請人に直営施工がなく再下請人が実質施工しているケース

## III. 下請業者への点検項目

### i. 下請業者の主任技術者の配置状況

①下請の主任技術者等の資格・常駐・同一性

### ii. 下請業者の主任技術者へのヒアリング

①不当に低い下請負代金の禁止、②不当な使用資材等の購入強制の禁止、③契約どおりの下請負代金の支払い実態、④足場等の点検結果等の記録と保存状況の確認

## (4) 点検方法

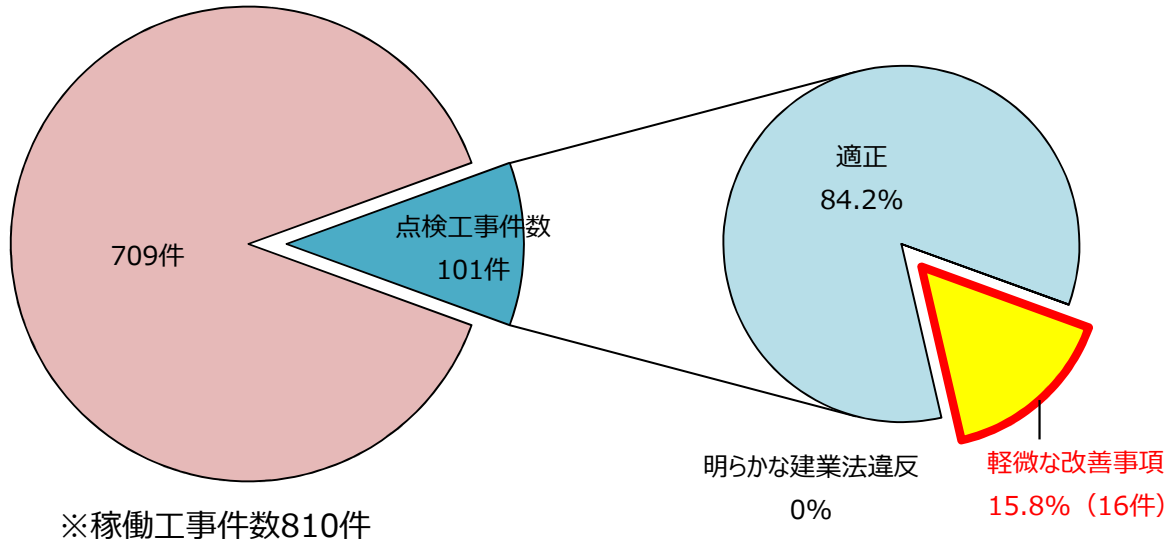
点検は、当該工事を担当する監督職員以外の各開発建設部（技術管理官、工事品質管理官、技術検査官等）及び営繕部（保全指導・監督室長等）の職員により実施しました。点検にあたっては、主任監督員の立会のもとで、各工事現場に立ち入り、受注者に関係資料の提示等を求めています。

# H28 公共工事の施工体制に関する全国一斉点検結果 (北海道開発局)

## 点検結果総括

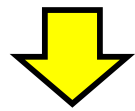
- 北海道開発局において、稼働中工事810件のうち101件の工事を点検。
- 明らかな建設業法違反で許可部局への通知が必要な工事はなかった。**
- 点検工事の15.8% (16件) の工事で書類の不備など軽微な改善事項があった。

全国一斉点検結果 総括



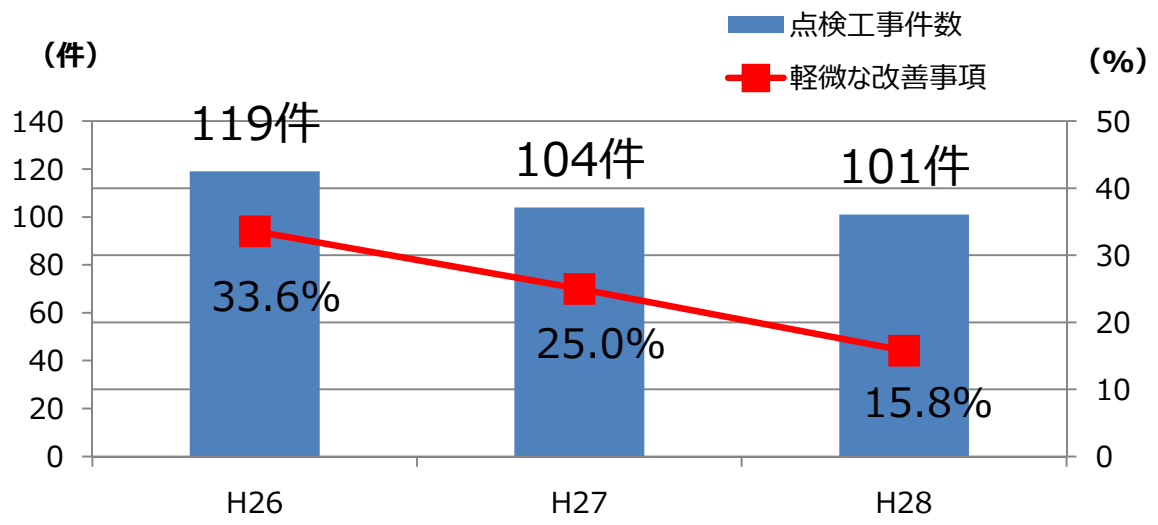
## 点検結果の傾向

- 軽微な改善事項は平成27年度の25.0% (26件) に比べ9.2ポイント減少した。**



**「建設業法」や「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に関する理解の浸透が着実に進んでいることがうかがえる。**

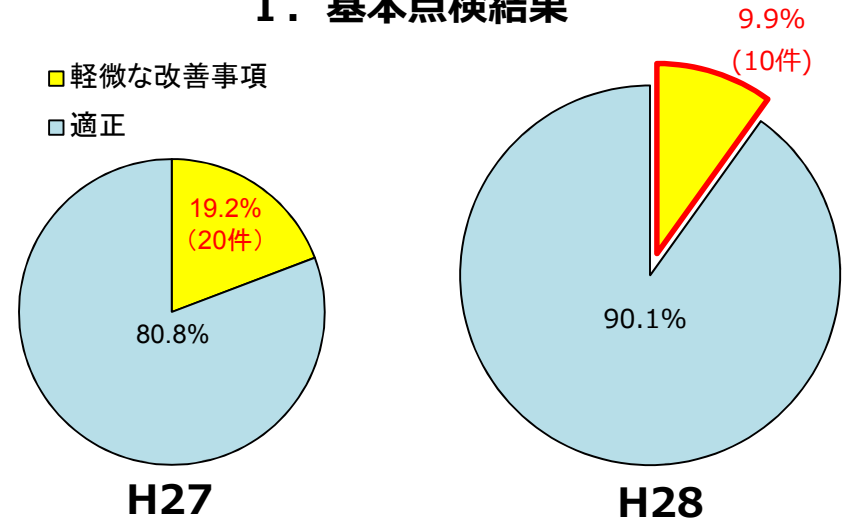
改善事項があった工事の割合 (過去3カ年の経年変化)



I. 基本点検結果

- 点検工事の9.9% (10件) の工事で軽微な改善事項があった。  
(※H27に比べ12.3ポイント減少)

I. 基本点検結果



基本点検結果 (内訳)

i. 監理技術者等の配置に関する点検結果

- 改善が必要な工事はなかった。

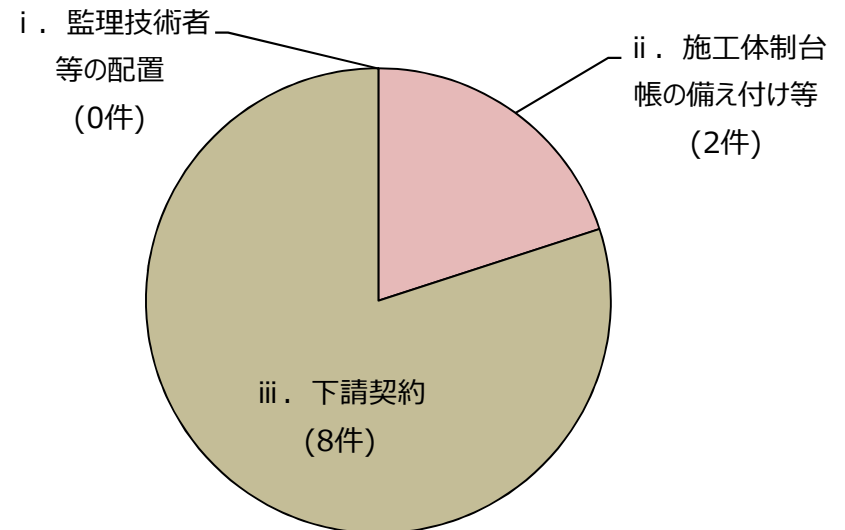
ii. 施工体制台帳の備え付け等に関する点検結果

- 2件の工事で軽微な改善事項があった。

iii. 下請契約に関する点検結果

- 8件の工事で軽微な改善事項があった。

I. 基本点検結果 (内訳)



**基本点検項目のうち「重点点検項目」の点検結果 (内訳)**  
※1工事で複数の改善事項あり

**「施工体制台帳の備え付け」**

(ii. 施工体制台帳の備え付け等に関する点検)

- ・記載内容の一部不足及び添付資料の不足であわせて1件の軽微な改善事項があった。

**「適切な請負代金の支払い方法」**

(iii. 下請契約に関する点検)

- ・支払い方法の記載不足で1件の軽微な改善事項があった。

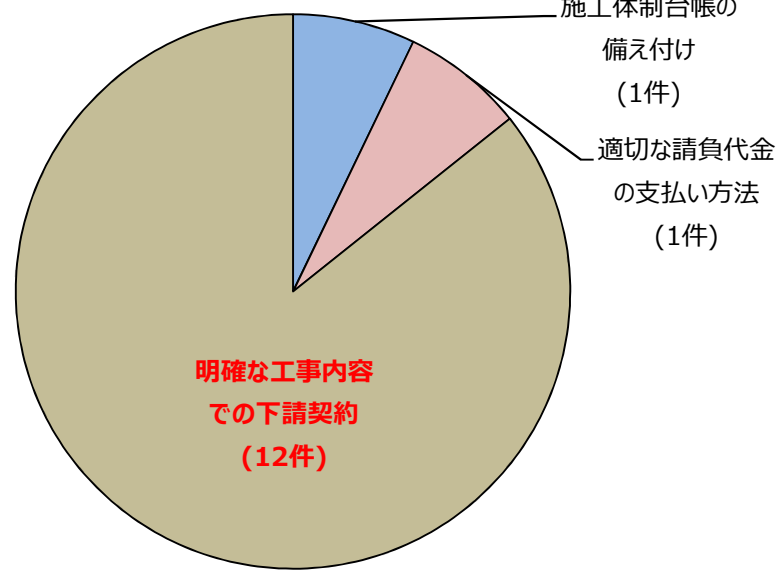
**「明確な工事内容での下請契約」**

(iii. 下請契約に関する点検)

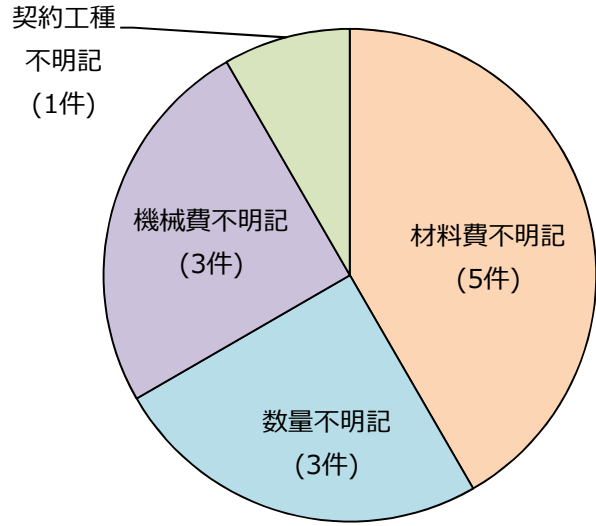
- ・**軽微な改善事項が12件**あり、特に機械費及び材料費不明記があわせて8件と大半を占めていた。

**※不備の主な理由**  
・機械費や材料費の明記の必要性について認識不足及び記入漏れ

重点点検項目の点検結果



明確な工事内容での下請契約 (不備内容内訳)



## II. 一括下請点検結果

・点検工事の**5.9% (6件)**の工事で**軽微な改善事項**があった。  
(※H27に比べ0.8ポイント減少)

### 一括下請点検 (内訳)

#### i. 元請負業者の下請施工の 関与状況に関する点検結果

・**6件の工事で軽微な改善事項**があり、  
うち発注者との協議不備が4件と多かった。

#### ii. 施工体系の点検結果

・改善が必要な工事はなかった。

## III. 下請業者の点検結果

・点検工事の**101件**のうち、**42件の工事を点検し、改善が必要な工事はなかった。**  
(※H27と同様)

※点検対象は2,500万円以上（建築工事は5,000万円以上）の請負契約を締結している一次下請業者  
※平成28年6月以降契約した工事は3,500万円以上（建築工事は7,000万円以上）

